

令和4年度若者世代による県産品消費拡大啓発推進業務委託
企画提案コンペに係る参加仕様書

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響で、県外大消費地での飲食店需要の減少や、三重県内への観光入込客の減少に伴い、県内農林水産事業者は出荷量の減少により苦しい状況となっている。一方、県外への移動が制限されるなか、県民が県内を旅行する機会が多くなり、それに伴い地産地消への意識を高める契機となっている。

そこで、県民自らが県産農林水産物の魅力をさらに意識することで、地産地消を通じ経済の地域内循環を促進するため、SNSに日頃から慣れ親しんでいる若者世代(中高生)から、SNSなどを活用して、県産農林水産物の魅力について県内へ広く発信するためのアイデア(動画や発信の方法など)を募集する。そして、それらの動画を、若者世代を通じて広く発信することで、県民に対しては親しみやすさを、県内への旅行者に対しては新鮮さをもって受け入れられるPR事業を展開する。

2 業務の内容

- (1) 委託業務名 令和4年度若者世代による県産品消費拡大啓発推進業務委託
- (2) 委託期間 契約締結の日から令和5年3月24日(金)まで
- (3) 業務内容 別紙「業務委託仕様書」のとおり

3 契約上限額

3, 892, 933円(消費税及び地方消費税を含む)

4 参加条件

次に掲げる条件をすべて満たした者とする。

- (1) 当該企画提案コンペに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (3) 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。
- (4) 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- (5) 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

5 参加資格確認申請書の提出

- (1) 当該企画提案コンペに参加を希望する者は、企画提案書の提出に先立ち「企画提案コンペ参加資格確認申請書」(第1号様式)を1部提出すること。

(2) 提出期限

令和4年6月3日(金)午後5時必着(期限厳守)

なお、提出は持参又は郵送によるものとし、郵送の場合は電話にて到着を確認すること。(電子メール、FAXによる提出は受け付けないこととする。)

(3) 提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課 イノベーション促進班

(4) 結果通知

令和4年6月10日(金)午後5時までに通知する。

6 企画提案コンペの実施

三重県は、本仕様書に基づき提出された企画提案資料を「令和4年度若者世代による県産品消費拡大啓発推進業務委託提案コンペ選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)において審査のうえ、最優秀企画提案を選定し、その提案を提出した者と委託契約を締結する。

本企画提案コンペは、最優秀提案者を決定するために、業務における具体的な取組についての提案を求めるものであり、実際に委託契約を締結するにあたっては、県と最優秀提案者との協議により、詳細な事業内容を決定するものとする。

なお、企画提案コンペの審査基準は以下のとおり。

(1) 企画提案コンペの審査項目

ア 目的適合性

・事業の趣旨を理解し、仕様書、事業目的に合致した提案となっているか。

イ 企画性

・他社の提案とは異なる優位性が認められるか。

・効果的な事業の実施に向けた創意工夫を講じており、かつ、実現可能な提案内容となっているか。

ウ 専門性

・本業務を遂行するうえで、必要な知識や経験に基づくノウハウを有しているか。

・SNSのユーザーに関する最新の傾向を把握しているか。

エ 業務遂行能力

・スケジュールや実施体制等は的確で合理的かつ具体性があるか。

・常に県との連絡調整ができるような体制を整えているか。

・本事業の関係者と連携して事業を進める体制を整えているか。

・本事業に類似する事業の契約実績があるか。

オ 情報発信力

・本事業に関する効果的な情報発信等を行い、応募者の増加につながる内容となっているか。

カ 経済性

- ・十分な効果が期待できる適正な見積もり、かつ費用対効果の高い内容となっているか。

(2) 企画提案書の審査

- ・企画提案資料の提出後、選定委員会においてプレゼンテーションを行い最優秀提案者を選定するものとする。
- ・ただし、応募者が10者を超えるなどの場合には、プレゼンテーションに先立ち、書類審査を行う場合がある。
- ・提出された企画案書の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施する。

日時：令和4年6月20日（月）午後

なお、審査はWeb会議システムを利用して実施することとする。

- ・プレゼンテーションへの参加は必須とし、参加のあった提案者のみ審査する。
- ・プレゼンテーションの時間割等については、提案書を出したすべての者に令和4年6月17日（金）までに電子メール又はFAXで連絡する。

(3) 説明会

説明会は実施しない

(4) 質問の受付および回答

① 質問期間

令和4年5月27日（金）午後3時まで

② 質問方法

FAXまたは電子メールにより、文書で以下の問い合わせ先まで送付するものとする。その際、所属、氏名、連絡先を明記するとともに、質問の送信後、必ず電話にて着信を確認すること。

③ 質問内容

原則として、当該委託業務に係る条件や応募手続き等に関する事項に限るものとし、他の事業者からの提案状況や企画、積算に関する内容等に関する質問は受け付けない。

④ 回答方法

令和4年6月1日（水）午後5時までに三重県ホームページに掲載する。

(5) 企画提案書の提出先

〒514-8570 津市広明町13番地

三重県農林水産部フードイノベーション課 イノベーション促進班

(6) 企画提案書の提出方法

持参又は郵送に限る。

*電子メール、FAX等での提出は受け付けない。

*郵送の場合は、電話にて到着確認を行う。

(7) 企画提案書の提出日

企画提案書の提出期限は、令和4年6月15日（水）午後3時までとする。郵

送の場合は必着のこと。

7 提出を求める企画提案資料の内容

(1) 企画提案書（任意様式） 1 1 部（正本 1 部、副本 1 0 部）

原則 A 4 版、両面印刷（長辺側を綴じる）、文字サイズ 1 0 ポイント以上。目次を除き、両面 3 0 ページ以内とする。

提案書には、以下に示す項目について具体的に記載すること。

ア 企画内容

イ アイデア募集への応募を促す仕掛け及び参加者の募集方法

ウ 審査の方法

エ 動画撮影のサポート方法

オ 効果の検証方法

(2) 見積書（任意様式） 1 1 部（正本 1 部、副本 1 0 部）

企画提案書に記載する内容をすべて実施するに際しての所要額を、内容や項目に分けて、できるだけ詳細に記載すること。

また、見積価格は消費税及び地方消費税抜きの額（免税事業者にあつては、契約希望金額に 110 分の 100 を掛けた額）とすること。契約金額は、1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てるものとする。

(3) 委託業務の執行体制（任意様式） 1 1 部（正本 1 部、副本 1 0 部）

- ・業務実施スケジュール（工程表）

- ・業務実施体制

(4) その他の資料 1 1 部（正本 1 部、副本 1 0 部）

- ・事業者の活動概要が分かる資料（法人の概要等）

- ・企画提案に関する有効な資料や、過去 3 年間、同様の契約実績がある場合は、可能な限りその資料を添付すること。

《選定結果通知》

令和 4 年 6 月 2 3 日（木）午後 5 時までに通知する。

8 最優秀提案者に提出を求める資料の内容

最優秀提案者に提出を求める資料は、以下のとおり。提出期限は別途指示する。

(1) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）

（有料）」（所管税務署が企画提案書提出期限の 6 ヶ月前まで発行したもの）の写し

(2) 三重県内に本支店または営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が企画提案書提出期限の 6 ヶ月前までに発行したもの（無料））の写し

(3) 過去 3 年の間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書

(4) 三重県物件等電子調達システム利用者登録をしていない事業者又は共通債権者

(物件契約)登録をしていない事業者にあつては、「三重県財務会計システム共通債権者(物件契約)登録申出書」

- ※(1)(2)にあつては、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税(徴収)猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出(提示可)ができない場合は、申立書(別添)を提出(FAX又はメール可)してください。

9 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県農林水産部フードイノベーション課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とする。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とする。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しない。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は見積書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。(契約金額は、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。)
- (4) 契約は、三重県農林水産部フードイノベーション課において行う。

10 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

11 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期

契約条項の定めるところによる。

12 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受注者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除

措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

1.4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 受注者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする事。

ウ 発注所属に報告すること。

エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(2) 契約締結権者は、受注者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

1.5 その他

(1) 企画提案に要する費用は、各提案者の負担とする。

(2) 提出された各企画提案関連資料は返還しない。

(3) 契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。

(4) 成果物の著作権は三重県に帰属するものとする。

(5) 契約に係る委託料の支払い等は、三重県会計規則の規定に従うものとする。

(6) 委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護条例第53条、第54条及び第56条に罰則があるので留意すること。

1.6 連絡先(担当部局)

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県農林水産部 フードイノベーション課 イノベーション促進班

電話：059-224-2391 FAX：059-224-2521

電子メール：f-innov@pref.mie.lg.jp

担当：加藤、橋本